

国立市企業誘致促進事業

国立市企業誘致基本方針

平成20年(2008年)6月

企画部政策推進室

1.はじめに

国立市の特色

国立市は、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

市域は、8.15 k m²のコンパクトな空間に交通の要として、東日本旅客鉄道中央快速線の国立駅、東日本旅客鉄道南武線の矢川駅と谷保駅、中日本高速道路中央自動車道の国立・府中インターチェンジがあります。

平成15年2月に策定した「国立市都市計画マスタープラン」では、特色あるまちづくりを進めるために、市域を北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域の4つの地域に分類しています。

地域ごとの特色

【北地域】 地域面積：59.4ha（7.3%） 町名：北

東日本旅客鉄道中央快速線以北の東西に長い地域で、国立駅北口周辺は、北の玄関口にふさわしい商業、業務系ゾーン、西部の都道第43号線沿道には魅力ある地域密着型の商業地が形成され、西北部の一部には業務系ゾーンがあります。その他は、低層住宅、低中層住宅ゾーンとなっており、一般住宅、集合住宅、教育施設、公共施設、公園などがあります。

【東・中・西地域】 地域面積：268.7ha（33.0%） 町名：東 中 西

東日本旅客鉄道中央快速線以南から江戸街道までのほぼ中央に位置する地域で、国立駅南口周辺は、南の玄関口として、商業、業務系ゾーン、国立駅南口から中央にのびる幅員44mの大学通り沿道、東にのびる旭通りとそこから国分寺方面に抜けるたまらん坂、学園通りまでの沿道、西にのびる富士見通り沿道には、魅力ある地域密着型の沿道商業地が形成されています。その他は、低層住宅、低中層住宅ゾーンとなっており、一般住宅、集合住宅、公共施設、教育文化施設、公園などがあります。

また、この地域は、ほぼ全域が文教地区に指定されており、大学通り沿道の一部は都市景観重点地区に指定されています。

【富士見台地域】 地域面積：128.2ha（15.7%） 町名：富士見台

江戸街道から東日本旅客鉄道南武線までの地域で、矢川駅及び谷保駅周辺及び両駅からさくら通りまでの沿道には、地域に密着した親しみのある商業地が形成されています。その他は、低中層住宅ゾーンとなっており、一般住宅、集合住宅、公共施設、教育施設、公園などがあります。

【南部地域】 地域面積：358.7ha（44.0%）うち23.0haは、市街化調整区域（多摩川の河川区域）
町名：谷保 青柳 石田 泉 矢川

東日本旅客鉄道南武線以南の多摩川に至る地域で、国立発祥の地域であり貴重な文化遺産が点在するとともに、崖線の樹林や矢川等の清流、湧水郡など多くの自然が残る地域です。

西部と多摩川沿いには、住環境に配慮した住工混在ゾーン、中日本高速道路中央自動車道国立・府

中インターチェンジ周辺には、環境に配慮した業務ゾーンがあります。

その他は、低層住宅、低中層住宅ゾーンとなっており、一般住宅、集合住宅、公共施設、教育施設、公園などがあります。

また、近年この地域は、国道20号線、都道3・3・15号線、緑川上部道路の開通などに合わせて、沿道には商業、業務系の利活用も進んでいます。

2.企業誘致の意義

【国立市企業誘致促進事業のテーマ】

このまちの産業を大切にするとともに、このまちで新たに事業展開を希望する企業や事業協力者を応援し、ともにこのまちを育みます。

平成18年度に策定した、国立市第四期基本構想第1次基本計画の将来像を実現するための四つの視点のうち「まちをつかう・働く人と働く場所のために」では、「風格ある都市景観をもち、身近に文化や芸術を感じられるくにたちは、多くの人をひきつける魅力をもっています。身近な商店や産業を大切にして商工業を活性化し、新しい産業の創出を図り、積極的に企業を誘致するとともに、このまちで仕事を始める人や、その意欲のある人を応援します。」としています。

従来、行政が企業誘致を進めるケースは、主に市勢の衰退や財政環境の悪化を背景にした地域経済の改善策が主な目的でした。

しかし、現在では「官民協働」に象徴されるように、民間企業は営利目的の団体ではありませんが、市域におけるまちづくりの重要な構成員として、公益法人やNPO市民活動団体などと同様に住民ニーズや消費者ニーズに基づいた新たな公共サービスの担い手にもなっています。

このような時代背景を斟酌し、国立市が進める企業誘致は、行政が求める自主財源の確保や地域活性化だけでなく、民間企業の立場を尊重し、住民・行政・NPO等市民活動団体・大学などと共にまちづくりに参加できる民間企業を募集していくという視点を持って進めていきます。

そのために、民間企業が施設を設置する際に必要な土地情報などの提供を主体に助成制度、支援窓口を充実させていきます。さらに、企業活動の利便性や交通アクセスの向上、用途の見直し等規制緩和などによる条件整備を進めてまいります。

(1) 副題

環境や地域の特色を大切にしたい企業誘致を進めます。

3.企業誘致の目的

国立市における企業誘致の目的は、民間企業と共にまちを育むことを基本理念とし、大きな柱として人が集まることによる活力あるまちづくり（市勢発展）に寄与できるものとします。

企業誘致を進めるに当たっては、地域特色に配慮し、生活者（住民）の視点に立った企業誘致を進めます。

また、企業誘致促進事業を通して、企業と行政が協力し地域産業の振興、地域経済の活性化、市民の雇用機会の拡大（働く場づくり）、自主財源（歳入）の確保などを図ります。

4.用語の意義

この企業誘致促進事業を進めるための条例制定に当たり、条例で用いる定義については次のとおりとします。

- (1) **産業誘導地域** 企業立地を促進すべき地域で条例に規定する区域をいう。
- (2) **企業** 営利事業を目的とする法人又は個人をいう。
- (3) **事業施設** 企業がその事業の用に供するために設置する事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに付随する関連施設をいう。
- (4) **新設** 市内に事業施設を所有しない者が産業誘導地域内に新たに事業施設を設置すること又は市内に事業施設を所有する者が次号の増設を除き、産業誘導地域内に事業施設を新たに設置し、若しくは事業施設の全部を移転することをいう。
- (5) **増設** 産業誘導地域において、事業施設を所有する者が事業拡大のため当該事業施設の敷地内若しくは当該敷地に隣接する土地に事業施設を設置することをいう。
- (6) **立地** 企業が事業施設を新設若しくは増設し、又は賃借して事業を開始することをいう。
- (7) **事業用地** 事業施設の敷地又は立地を目的として整備された土地をいう。
- (8) **事業用建物** 企業が事業施設の開設を目的に建築した建物をいう。
- (9) **中小企業** 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。
- (10) **常用雇用者** 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (11) **投下固定資産額** 企業が事業施設を設置するために取得した地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得合計額をいう。
- (12) **指定企業** 市長の指定を受けた企業をいう。
- (13) **指定企業誘致協力者** 市長の指定を受けた事業用地又は事業用建物の所有者をいう。

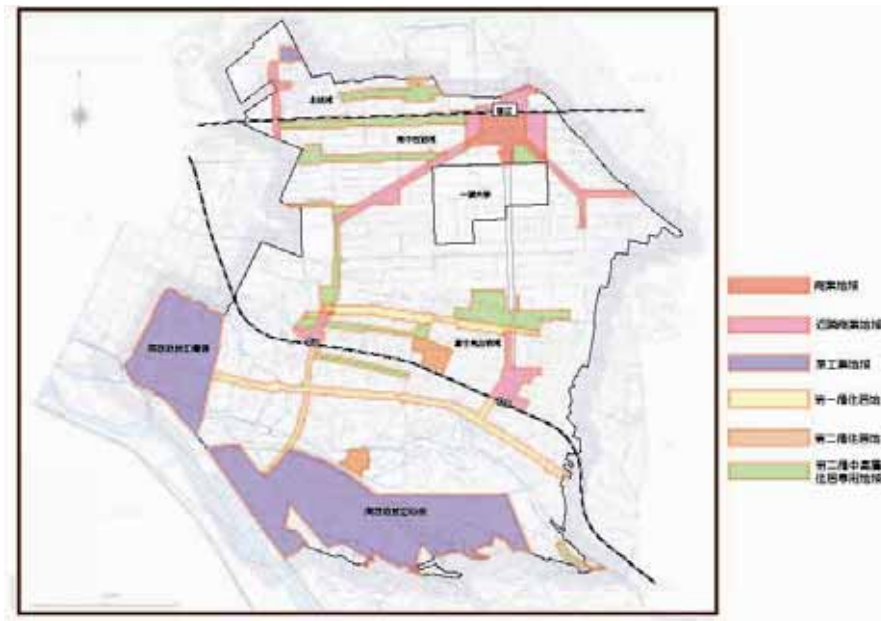
5.誘致エリア

企業誘致エリアは、原則として用途地域が、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第一種住居地域・第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域である地域とします。

国立市における企業誘致エリアについては、地域特性や市民の生活環境への影響に配慮することを前提として、市が策定した「国立市都市計画マスタープラン」や「国立駅周辺まちづくり基本計画案」、「国立市南部地域整備基本計画」、「用途地域」等に基づき産業誘導地域を明確にするため、企業誘致エリアマップを作成します。

また、企業誘致エリアを設定する場合には、文教地区への業種・業態の制限や隣接住宅地への環境負荷等にも十分配慮します。主要道路沿道の第一種住居地域・第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域については、生活密着型産業の誘致を進めます。

都市基盤整備を進めた土地区画整理区域については、地権者の意向や農地保全に配慮しながら積極的な産業誘導を進めます。



企業誘致エリアマップイメージ案

6. 指定について

市が実施する企業誘致促進事業の各種支援を希望する企業、及び企業に対し対象となる事業用地又は事業用建物を賃貸する土地・建物の所有者は、あらかじめ市の指定を受けるものとします。

7-1. 企業誘致促進事業の対象とする企業(分野・業種)

企業誘致促進事業の対象とする企業：分野
次のいずれかに該当するものであること。

1. 文学・芸術関連分野
2. 学術・商品開発研究関連分野
3. 生活文化関連分野
4. 情報・通信関連分野
5. 新製造技術関連分野（精密機械・ITなど）
6. スポーツ・健康関連分野
7. 縫製・ファッション関連分野
8. 新エネルギー・省エネルギー関連分野
9. バイオテクノロジー関連分野
10. その他市長が適当と認める分野

企業誘致促進事業の対象とする企業：業種
次のいずれかに該当すること。

- 1．製品の製造、加工又は修理に係る事業
- 2．情報通信に係る事業
- 3．卸売に係る事業
- 4．開発研究等を行う事業
- 5．その他市長が特に必要があると認める事業

7-2. 企業誘致促進事業の対象とする企業(事業規模等)

企業誘致促進事業の対象とする企業：規模
国立市の地域特性を考慮し、大企業に限らず個性のある中小企業も対象とします。

企業誘致促進事業の対象とする企業：新設及び増設

市域の指定地域に、指定産業の用に供する事業施設を新設する場合。また、地域に根付いた産業育成の観点から、対象施設は新設に限らず増設も対象とします。

また、既に市内に事業施設を有する企業が、指定地域に新たに事業施設を建設又は全部移転した場合には新設の取り扱いとします。

企業誘致促進事業の対象とする企業：雇用者数

対象施設の常用雇用者数は、20人以上とする。(ただし、中小企業にあつては10人以上とする。)

企業誘致促進事業の対象とする企業：投下固定資産

次のいずれかの要件を満たしていること。

ア．事業用地

対象となる事業用地は、土地売買契約等により取得した1,000㎡以上の土地並びに土地賃貸借契約により借りた1,000㎡以上の土地とします。(ただし、中小企業にあつては500㎡以上とします。)

イ．事業用資産

対象となる事業用資産は、土地を除く投下固定資産額が2億円以上とします。(ただし、中小企業にあつては1億円以上とします。)

7-3. 企業誘致促進事業の対象とする企業(その他の要件)

企業誘致促進事業の対象とする企業：その他の要件

次の要件をすべて満たすこと

1. 地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。
2. 業績の安定性、成長性、信用度等が優良であること。
3. 立地する企業の事業施設及び事業内容が、立地の際に適用を受ける法令等に適合していること。
4. 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

8. 企業誘致促進事業の対象とする土地・建物の所有者

企業誘致促進事業の対象とする土地・建物の所有者

次の要件をすべて満たすこと

1. 指定企業に対して、産業誘導地域内に事業施設を開設するための事業用地又は事業用建物を賃貸すること。
2. 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

9. (仮称) 国立市誘致企業審査委員会

指定に関する事項やその他企業誘致促進事業に関する事項を審査するために国立市誘致企業審査委員会を置きます。

この委員会は、条例に基づく付属機関で、会議の構成員には、学識経験者3名【企業の将来性等の社会経済情勢に精通した大学教授等 1名、まちづくりの観点から都市計画に精通した大学教授等 1名、事業用施設の環境負荷に精通した大学教授等 1名】、有識者5名【提出書類等による経営内容審査に適した人材 1名、市内の商工業との融合性判断に適した人材 1名、研究開発内容の判断に適した人材 1名、不動産等土地利用に関する知識を有する人材 1名、金融に関する知識を有する人材 1名】など企業誘致及び企業立地に関する学識経験者及び有識者8名とします。なお、委員の選任に当たっては、以下の点に留意します。

* 指定企業と利害関係にある委員は、審査に参加できません。

* 委員名は、公表します。

* 会議は、非公開とします。

会議の開催は随時とし、会議内容については、企業からの申請に基づいて国立市指定企業の可否及び指定ランクを決定します。

この他、審査委員会は、市長の諮問に基づいて企業立地や企業誘致施策について調査及び研究

し、答申するものとします。

10.企業誘致促進事業の支援内容

(1) まちづくり協力金

指定企業に対して、前年度支払った固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等納税額」という。)のうち、企業誘致促進事業の目的達成度、地域経済活性化効果、市民雇用効果等を基準として、期間5年以内、年額1億円を上限として、固定資産税等納税額の最低20%から最高80%をまちづくり協力金として助成します。

(2) 企業立地協力金

指定企業誘致協力者に対して、前年度支払った固定資産税等納税額のうち、企業誘致促進事業の目的達成度、地域経済活性化効果、市民雇用効果等を基準とし、土地を賃借する指定企業のランクに応じて、期間5年以内、年額5千万円を上限として、固定資産税等納税額の20%から80%を企業立地協力金として助成します。

(3) 企業立地のあっせん

市域への企業誘致を促進するためには事業用地の確保が重要なため、民間企業からの立地希望に対応するため、市内の不動産関係事業者などと企業立地あっせん協定を締結し、幅広い情報提供と事業用地確保を図っていきます。

(4) 開設資金等の融資制度

市域に対象となる事業施設を開設しようとする民間企業に対して、金融機関と連携し、企業誘致促進事業の目的達成度、地域経済活性化効果、市民雇用効果等を基準に、低利貸付や利子補給などによる事業資金融資制度の創設を検討します。

なお、利子補給制度については、市の財政状況等を勘案し、初期的には土地(賃貸土地を除く)、建物、償却資産などの事業用資産に係る固定資産税等納税額の20%を上限に5年以内の期間で助成します。

11.申請関係

協力金の交付を受けようとする指定企業及び企業誘致協力者は申請を行う必要があります。手続の詳細に関しては、規則で定めます。